

競争的研究費の間接経費の執行に係る基本方針

平成29年3月28日

改正 令和4年6月21日

国立研究開発法人情報通信研究機構

(目的)

第1条 この方針は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）令和3年10月1日」（以下、「共通指針」という。）に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下、「機構」という。）における競争的研究費に係る間接経費の取り扱い方針について必要事項を定める。

(定義)

第2条 間接経費とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、機構が使用する経費をいう。

(間接経費の用途)

第3条 間接経費は、競争的研究費を獲得した機構全体の機能の向上や研究者の研究開発環境の改善に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表に規定する。

(間接経費の執行)

第4条 理事長の責任の下で適正に執行するとともに、用途の透明性を確保するものとする。

(実績報告)

第5条 理事長は、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度の間接経費使用実績等を、定められた期日までに当該競争的研究費配分機関に報告する。

(取り扱いの変更)

第6条 関係府省より共通指針等に見直しがあった場合には、本方針についても随時見直すこととする。

附 則

この基本方針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月21日）

この基本方針は、令和4年6月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表

間接経費の使途

- (1) 管理部門に係る経費
 - (ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
 - (イ) 管理事務の必要経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など
- (2) 研究部門に係る経費
 - (ア) 共通的に使用される物品等に係る経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費 など
 - (イ) 特許関連経費
 - (ウ) 研究棟の整備、維持及び運営経費
 - (エ) 設備の整備、維持及び運営経費
 - (オ) ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - (カ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
 - (キ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
 - (ク) 図書の本整備、維持及び図書室の運営経費
- (3) その他の関連する事業部門に係る経費
 - (ア) 研究成果展開事業に係る経費
 - (イ) 広報事業に係る経費

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機能の向上に活用するために必要となる経費などで、理事長が必要な経費と判断した場合、執行することがある。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とする。